

3. 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組

健全で良好な生活環境や自然環境が存在する美しい国土を守り、次世代へと継承するため、水質、大気等の汚染対策、都市の熱環境対策、水循環系の再構築、生物多様性や海洋・沿岸域環境の保全など、継続した取組が必要な環境問題への対応を着実に推進する。

3-1 水質汚染対策

3-2 大気質対策・騒音対策

3-3 ヒートアイランド対策
(都市の熱環境対策)

3-4 水循環系の再構築
(水を介した物質循環を含む)

3-5 自然共生と生物多様性の保全

3-6 海洋・沿岸域環境の保全・再生

3-7 環境に配慮した事業計画・実施

下水道の整備による水質改善

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		○

施策の概要

公共用水域の水質改善に向けて、人口が集中した地区や水質保全重要な地区等における下水道整備を重点的に進めるほか、閉鎖性水域における計画的・段階的な高度処理を推進し、また、合流式下水道の改善対策の早期完了を図る。

背景・課題・目標

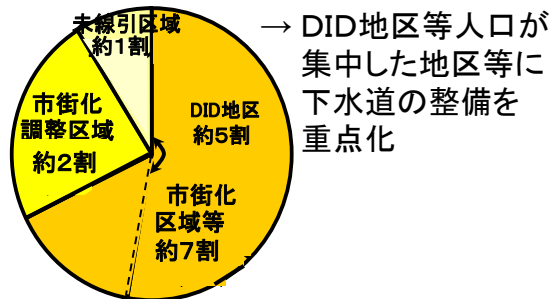
- ・下水道未普及地域の約半分は人口集中地区であり、このような地区において重点的な下水道の整備が必要。
- ・人口減少傾向や厳しい財政状況等を踏まえた手戻りのない効率的な下水道の整備が必要。
- ・三大湾や指定湖沼等においては、依然として環境基準を達成できていない状況であり、計画的・段階的な高度処理の推進が必要。
- ・降雨時にし尿を含む未処理下水が放流される合流式下水道については、早急な改善が必要。

政策手段

- ・DID地区等人口が集中した地区等において、重点的に下水道整備を推進
- ・低コストで手戻りのない新たな整備手法の導入を推進（下水道未普及解消クイックプロジェクト社会実験）
- ・今後の人口減少傾向や厳しさを増す財政状況等を踏まえ、下水道計画の見直しを推進
- ・平成19年度に期間延伸した合流式下水道緊急改善事業により、下水道法施行令に義務づけられている原則平成25年度末までの合流式下水道の改善達成に向け、合流式下水道の改善対策を推進。

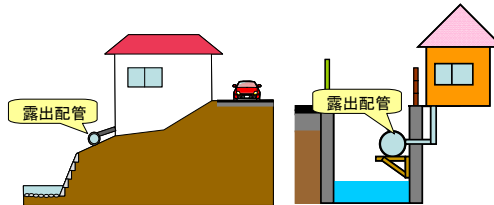
<下水道未普及地域の状況>

※下水道未普及地域の1/2は人口集中地区



<地域特性に応じた新たな整備手法の導入>

(例) 露出配管による早期かつ低コストな下水管の整備埋設に係る費用が不要となることにより、低コストで早期の整備を実現。



<効率的な計画策定による着実な合流式下水道の改善>

緊急改善対策の概要(下水道法施行令に基づく対策等)

- 雨天時に水域に排出される汚濁負荷量(BOD)を分流式下水道並みに削減
 - 未処理放流回数が約1/2となり、大腸菌、ウイルス等による汚染の軽減にも効果
- ごみ、汚物等の流出防止

<三大湾や指定湖沼の現状>

公共用水域への窒素・燐の過剰な流入により植物プランクトンが異常増殖することにより、赤潮やアオコが発生



赤潮の発生(東京湾)

→計画的・段階的な高度処理の推進

行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
下水道の未普及対策	概ね10年で人口が集中した地区や重要水域等における下水道整備を概成					
高度処理化の推進	[Progressive implementation of advanced treatment from 2021 onwards]					
合流式下水道の改善	原則として平成25年度までに合流式下水道の改善を達成			モニタリング及び取組内容の改善		

沿道環境対策

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
			○

施策の概要

長年環境基準を達成していない地区を中心に、早期の環境基準の達成に向け、関係機関と連携しつつ、自動車単体対策等総合的な対策と相まった大気質対策を立案・実施。また、騒音の厳しい箇所について、沿道の土地利用状況や騒音の要因等を踏まえた上で、関係機関と連携しつつ、騒音対策を実施。

背景・課題・目標

- ・二酸化窒素(NO₂)ならびに浮遊粒子状物質(SPM)いずれも順調に改善。
- ・沿道の騒音レベルは順調に改善。しかしながら、依然として、要請限度すら達成していない地区が存在。

(目標)

- ・NO₂の環境基準達成率
- ・夜間騒音要請限度達成率

※平成20年度以降については、次期「社会資本整備重点計画」の策定において検討を行う予定

・大気質の改善を図るため、以下のような施策を実施。

オープンスペース化



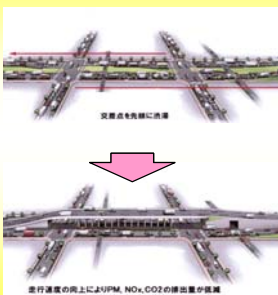
大和町交差点

環境施設帯



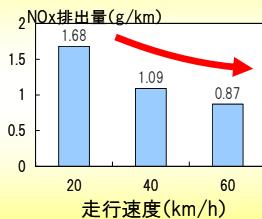
15号堺線沿道

交差点立体化・交差点改良



走行速度が向上により、

NO_x・排出量が減少



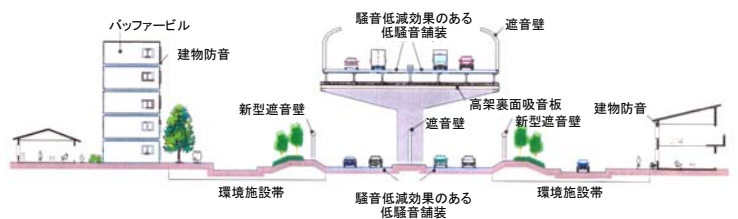
※対策前(H15.10)及び対策後(H16.10)におけるNO₂の月平均濃度

政策手段

地域の状況等を踏まえ、特に対策効果の高い地区について、下記の取り組みを推進。

- ・大気質の改善のため、自動車単体対策等総合的な取り組みと相まって、環境施設帯やオープンスペース化、交差点立体化・改良等を推進。
- ・騒音環境の改善のため、遮音壁の設置や低騒音舗装の敷設等の対策を立案・実施。

・騒音環境の改善を図るため、以下のような施策を実施。



遮音壁の設置

(国道1号 大阪府枚方市)



設置前:74d(夜間)



設置後:63dB(夜間)

行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
大気質対策	→					
騒音対策	→					

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
○	○		

施策の概要

ヒートアイランド現象の緩和を図るため、都市の熱環境対策として、屋上緑化・壁面緑化による建築物敷地内など民有地等の緑化を推進する。

背景・課題・目標

・京都議定書目標達成計画において、緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化のため、建築物敷地内等、新たな緑化空間の創出が求められている。(屋上緑化によるCO₂削減効果0.5~2.3万t-CO₂)

・社会資本整備重点計画(平成20~24年度)において、都市域における水と緑の公的空間確保量の目標を平成19年度比約1割増と設定し、民有地を中心とした建築物等の敷地の緑化等による地表面被覆の改善を図る。

政策手段

・緑化地域制度による規制の強化や、緑化施設整備計画認定制度の活用による、民有地等における緑化の推進。

・都市開発版「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」の実用化を図り、開発事業における緑化の推進を図る。

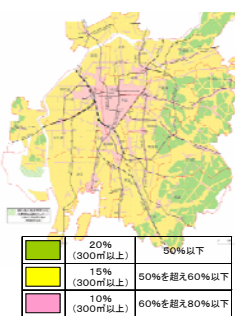
・屋上緑化等に関するコンクール等を通じた技術の普及や情報の提供を推進。

・住宅・建築物の整備に関する各種事業において、敷地の緑化等への補助等を実施。

・国の庁舎において建物緑化を集中的に推進する。

【民有地等における緑化支援・推進】

・緑化地域制度の活用



名古屋市内において
H20年度より運用

・緑化施設整備計画
認定制度の活用



なんばパークス(大阪市)

・都市開発版SEGES
の実用化



ソニーイーエムシーエス株式会社
幸田テック(愛知県額田郡)

【普及啓発】

・コンクール等を通じた普及啓発



アイランドシティ中央公園
「ぐりんぐりん」(福岡市)

行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
・緑化地域制度、 緑化施設認定 制度の活用	→					
・普及啓発	→					
・SEGESの 実用化	→					

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		

施策の概要

○健全な河川水環境を目指した新しい水質指標の設定、河川管理者による水量だけでなく水質も含めた最適な配分の調整等により、水量と水質を一体的に管理し、持続可能な水環境インフラを構築する。

背景・課題・目標

・河川の水質は向上しているが、水の安全・安心に対する不安や生態系・生活環境に関する課題が解消されておらず、住民の目から見て河川全体としての魅力が向上したとは言えない。

また、良質な水を求める水使用者が、水質の悪い地点からの取水を強いられる場合がある。

(目標)

住民のニーズに応じた適切な水質管理目標を設けて水量・水質の一体管理により河川環境改善を図り、豊かな生態系、安全・安心な水を確保する。

政策手段

・河川毎に、生態系、人の五感等の多様な視点を含めた新しい水質指標を設定し、河川整備計画等に反映させる。

・水量だけでなく水質にも配慮した取・排水システムを構築する。

・流水の正常な機能を維持するため必要な流量(正常流量)の設定。

・発電ガイドラインに基づき水力発電に伴い河川の流量が減少する減水区間の改善を図る。

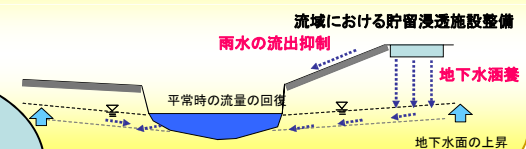
・特定都市河川浸水被害対策法に基づく、河川・流域指定並びに流域水害対策計画の策定、雨水貯留浸透施設等の整備。

新しい水質管理目標の設定

豊かなふれあいの確保、生態系の確保



雨水貯留浸透施設の整備



水量・水質 一体管理

取・排水システムの構築

水量だけでなく、水質にも配慮



減水区間の改善

流量が著しく減少している減水区間の改善



行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
新しい水質指標の設定	—————					
取・排水システムの構築		—————▶				
雨水貯留浸透施設等の整備	—————▶					
正常流量の設定	—————▶					
減水区間の改善	—————▶					

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		

施策の概要

人工構造物や人為的行為等による土砂移動の変化に起因する問題に対応するため、土砂管理技術の検討・開発を進めるとともに、関係機関が連携して山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進する。

背景・課題・目標

河床の低下、海岸侵食など土砂の流れに起因する問題に対して、山地、河川、海岸等で個別に対策を行うだけでは十分でない場合がある。山地から海岸までの土砂の流れを改善することにより、海岸侵食の抑制や河川環境の改善等を実現。

政策手段

- 透過型砂防えん堤の設置、ダムでの土砂バイパス、砂利採取規制、海岸でのサンドリサイクル等の取組を、連携方針の策定など連携を図り推進する。
- 河川・溪流における土砂移動、河川からの土砂供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用等の技術開発を推進する。

総合的な土砂管理の取組

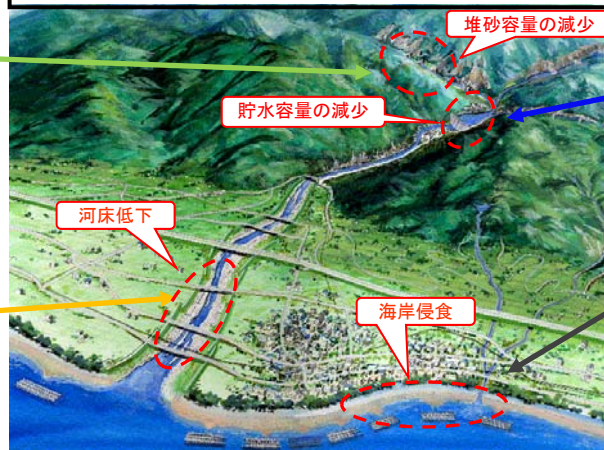
●透過型砂防えん堤



●砂利採取規制



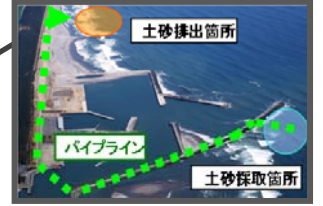
土砂の流れを改善する対策例



●ダムにおける排砂



●サンドバイパス



行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
・土砂の流れを改善する対策推進	→					
・土砂管理技術の開発推進	→					

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		

施策の概要

市町村の緑の基本計画や景観計画に基づく緑地環境整備総合支援事業の推進、及び都市水路の再生・創出等の推進による水と緑のネットワーク形成を通じ、うるおいあるまちづくりを支援するとともに、都市における生物多様性を保全

背景・課題・目標

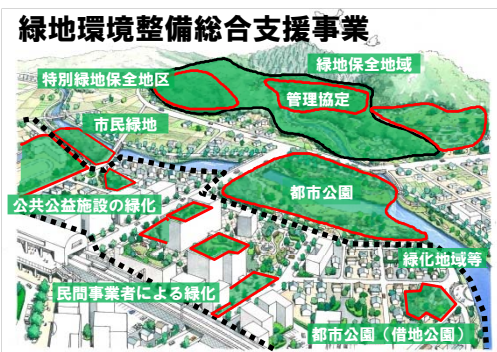
- ・生物多様性国家戦略2010
平成22年3月に生物多様性国家戦略2010が策定されるとともに、同年10月には名古屋市において、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催される予定
 - ・ヒートアイランド対策大綱
都市において緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から水と緑のネットワーク形成を推進
 - ・水と緑の公的空間確保量
都市公園等の整備、都市空間等の緑化、水辺や湿地・干潟の再生・創出により、水と緑にあふれる空間を確保
- (目標)
- ・都市域における水と緑の公的空間確保量を平成19年度比約1割増(社会資本整備重点計画(平成20~24年度))

政策手段

- ・緑地環境整備総合支援事業等により、民有地緑化の更なる推進のため建築物の屋上や敷地等への支援
- ・雨水貯留浸透や下水処理水の再利用を推進する仕組みの構築
- ・地方公共団体による都市水路の再生保全に向けたガイドブックの作成・周知
- ・環境整備事業により、水質悪化の著しい河川・湖沼において底泥浚渫や浄化導水、自然再生等の水辺環境改善対策を推進

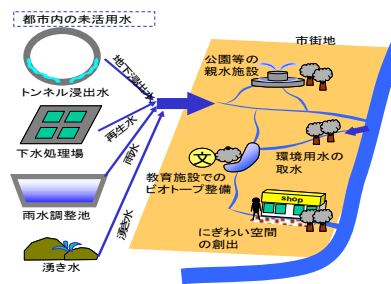
○緑地環境整備総合支援事業

多様な手法による緑地の確保に対し、総合的に支援を行い、水と緑のネットワーク形成を推進



○都市水路モデル地域での検討

下水再生水、雨水貯留水、地下水等を活用し、平常時の流量回復、水質改善による計画策定及び整備を推進



○河川・湖沼の水質浄化対策の推進

環境整備事業において、水質悪化の著しい河川・湖沼において底泥浚渫や浄化導水、自然再生等の水辺環境改善対策を推進



行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
民有緑地の保全と緑化の推進	→					
雨水・下水処理水を活用した水辺空間の整備	→					
都市水路の再生・創出	→					
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 国際生物多様性年 名古屋 COP10開催 </div>					

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		

施策の概要

国営公園において、地域社会や民間事業者等と連携した環境にやさしい取組を幅広く行うことにより、国営公園を国民の環境配慮行動の拠点として、環境負荷の小さい持続的な社会の形成に向けた社会機運を醸成する。

背景・課題・目標

(背景)

地球規模で深刻化する環境問題

- ・京都議定書目標達成計画 (H20.3閣議決定)
- ・第二次循環型社会形成推進基本計画 (H20.3閣議決定)
- ・生物多様性国家戦略2010 (H22.3閣議決定) 等

(課題)

多様な主体の連携・協働により持続的な社会を形成することが急務

(目標)

国営公園において多様な主体の環境学習やボランティア活動等を推進し、これらの普及・啓発を図り、国営公園を持続的な社会の形成に向けた環境配慮行動の拠点とする。

政策手段

- ・公園利用者、ボランティア・NPO、民間企業、調査研究機関等の多様な主体による国営公園での環境配慮行動を推進するためのガイドラインを作成し、全国17箇所の国営公園で取組を実施する。
- ・エコマネー等、国民一人一人の環境への配慮と行動を促進する新しい社会システムについて検討し、社会実験等の実施を通じて、環境配慮行動の普及・啓発を図る。



行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
・ガイドラインの作成						
・社会実験等の実施						
・全国国営公園での取組推進						

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		

施策の概要

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」、過去の開発等により失われた河川の良好な自然環境を保全・復元並びに創出する「自然再生事業」、河川の上流や河川と流域との連続性を確保するため、魚道の整備や流域の水路、田んぼなどとの連続性の確保及び現況の適切なモニタリングにより、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・整備を推進

背景・課題・目標

○自然環境や景観に配慮した多自然川づくりを進めるため、平成18年10月に「多自然川づくり基本指針」を策定

(目標)

○水辺の再生の割合

失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生したものの割合

○湿地・干潟の再生の割合

失われた湿地や干潟のうち、回復可能な実地や干潟の中で再生したものの割合

※平成20年度以降については、次期「社会資本整備重点計画」の策定において検討を行う予定

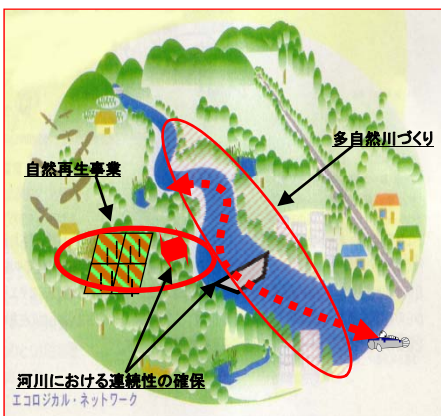
政策手段

○生物の生息・生育環境を保全・再生する「多自然川づくり」を引き続き推進

○失われた良好な自然環境である湿地や干潟の再生を図る「自然再生事業」を引き続き推進

○河川における連続性を確保するため、魚道の整備や流域の水路、田んぼなどとの連続性の確保を引き続き推進

○生態系保全を効果的に行うため、河川環境の適切なモニタリングを推進



○多自然川づくり

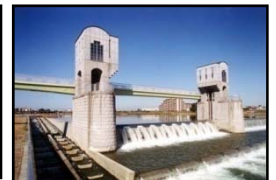
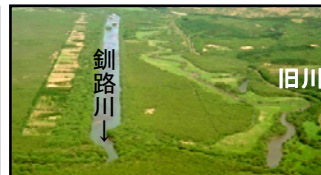
「多自然川づくり」を、すべての川づくりの基本として実施

○自然再生事業

過去に失われた自然環境の保全・再生を推進

○河川における連続性の確保

河川の縦横断方向の連続性を確保



行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
多自然川づくり	「多自然川づくり基本指針」を策定(18年10月)	→				
自然再生事業	→					
河川における連続性の確保	→					
モニタリング	→					

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		○

施策の概要

東京湾、大阪湾等の閉鎖性海域の水質改善に向けて、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して、水質環境改善のための行動計画を策定し、総合的に施策を推進する

背景・課題・目標

- ・都市再生プロジェクト第三次決定(平成13年12月)及び国土交通省環境行動計画(平成16年6月)を受けて、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携し、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾の各湾において、湾再生行動計画を策定し、同計画に基づき総合的に施策を推進している。
- ・各海域において行動計画に基づく施策を推進しているものの、閉鎖性海域全体としての水質改善効果は短期間では現れにくい。
- ・引き続き、各湾における目標達成に向けて、総合的かつ着実に施策を推進していく。

政策手段

- ・汚水処理施設の整備、下水道高度処理の導入、合流式下水道の改善、河川の浄化対策 等
- ・汚泥浚渫、覆砂、干潟・藻場等の整備、深掘跡の埋戻し、浮遊ゴミの回収 等
- ・モニタリング、モニタリングデータの共有化・発信 等
- ・シンポジウム、セミナー等の啓発活動、環境学習 等
- ・施策の進捗状況について毎年フォローアップし、3年ごとの中間評価では必要に応じて行動計画を見直す。



行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
東京湾再生		中間評価				中間評価
大阪湾再生			中間評価			中間評価
伊勢湾再生			中間評価			最終評価
広島湾再生			中間評価			最終評価

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		

施策の概要

良好な海域環境を保全・再生・創出するため、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した干潟の整備、三大湾に点在している過去の土砂採取による深掘跡の埋戻し及び覆砂を推進する。また、水質悪化が著しい運河等における汚泥浚渫を推進する。

背景・課題・目標

生物多様性が適切に保たれ、社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の構築が必要

(目標)

- ・湿地・干潟の再生の割合
- ・三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

政策手段

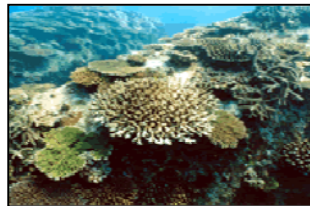
- ・港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した干潟の整備、深掘跡の埋め戻し及び覆砂
- ・海底に堆積した汚泥の浚渫
- ・環境に配慮した港湾施設の整備

○干潟の再生



潮干狩りで賑わう干潟
(三河港)

○環境に配慮した港湾施設の整備

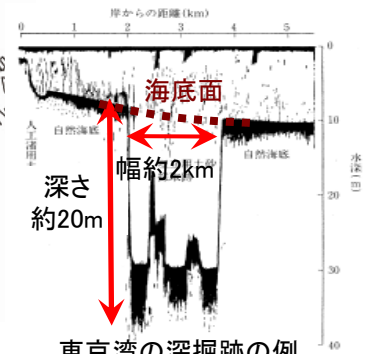


消波ブロックに生息するサンゴ
(那覇港)

○深掘跡の埋め戻し

【東京湾の例】

深掘跡容量: 約9,000m³



東京湾の深掘跡の例

三大湾の深掘跡容量: 約12,000万m³



干潟に生息する生物
(尾道糸崎港)

再生した干潟は水質浄化機能を持ち、
多様な生物の生息場となる

深掘跡の埋戻しにより
貧酸素水塊の発生を抑制

行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
・干潟の再生	→					
・深掘跡の埋戻し	→					
・覆砂	→					
・汚泥浚渫	→					
・環境に配慮した港湾施設の整備	→					

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
			○

施策の概要

外国由来を含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行確保や漁業の被害等近年深刻化し、18年4月に、関係省庁の局長級による「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」が設置され、19年3月に当面の対策がとりまとめられた。これを踏まえ、関係機関と緊密な連携を図り、漂流・漂着ゴミに対する実効的な対策を推進する。

背景・課題・目標

- ・近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化等の深刻化が懸念されている。
- ・河川においては、近年多くのゴミが河川巡視で確認されている一方、河川に捨てられた散乱ゴミ等が、海域に流出し、漂流・漂着ゴミの一部にもなっている。
- ・平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところ。

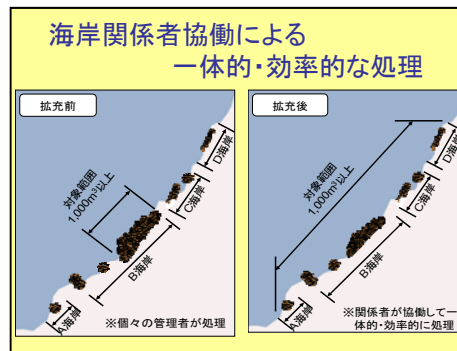
政策手段

- ・巡視、市民との連携による清掃活動、普及啓発活動を継続。
- ・ゴミを分類・分析し、ゴミの発生源、発生形態を把握。
- ・上記調査を踏まえた、詳細な「ゴミマップ」を作成。
- ・地域のチラシへの織り込み等、更に効果的な啓発・周知を実施。
- ・平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充。
- ・船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を実施。

●市民との連携による清掃活動



●「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大



●閉鎖性海域における浮遊ゴミや油の回収



行動計画

取組内容	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	それ以降
・河川・海域における漂流・漂着ゴミへの取組	→					
・海岸関係者協働による一体的・効率的な処理	※平成20年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理 対策事業」の対象範囲を拡大 →					

施策分野			
地球温暖化対策	生物多様性	循環型社会	公害対策等
	○		○

施策の概要

公共事業の計画策定プロセスにおける構想段階の計画づくりにあたって、住民参画の促進や技術・専門的検討との有機的な連携のもと、環境面を含む様々な観点からの総合的な評価・判断を実施することで、豊かな環境の保全・形成と地域のより良い暮らしづくりに向けた取り組みを行う。

背景・課題・目標

公共事業の構想段階における計画づくりにあたっては、住民参画の下で、環境面はもとより、社会面、経済面等の様々な観点から総合的な評価・判断を行い、より良い計画を策定していく必要がある。

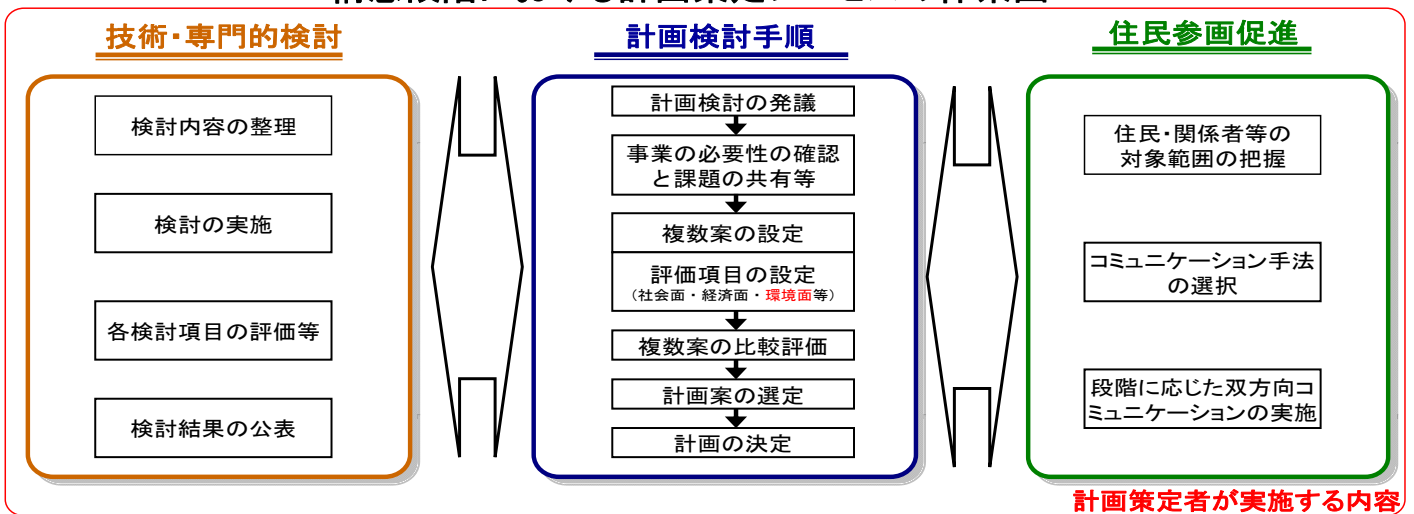
このため、平成20年4月に『公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン』を策定したところ。

政策手段

『公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン』にもとづいた取り組みを推進する。

また、本ガイドラインに基づく具体的な事業の実施事例を収集・蓄積し、評価を行った上で、より良い計画づくりに向けてガイドラインの見直しを行う。

構想段階における計画策定プロセスの体系図



行動計画

